

牧之原市児童クラブ 入所選考基準(指数表)

【基本指数表】

区分		状況		基本指数	有効期間	
1	就労 (勤め)	放課後	週5日以上	午後5時以降まで就労	10	就労期間が終了する日まで
				1年生:午後3時以降まで就労	9	
				2年生以上:午後4時以降まで就労	8	
			週4日	午後5時以降まで就労	8	
				1年生:午後3時以降まで就労	7	
				2年生以上:午後4時以降まで就労	6	
		長期休暇 (児童クラブ開設時間 (7:30~18:15)の内の勤務時間)	週5日以上	1日7時間30分以上	10	
				1日6時間以上7時間30分未満	9	
				1日5時間以上6時間未満	8	
			週4日	1日7時間30分以上	9	
				1日6時間以上7時間30分未満	8	
				1日5時間以上6時間未満	7	
週3日		3				
2	就労(1) (自営業、農業、漁業等)	事業主(確定申告をしている方)	1か月の労働時間が140時間以上	9		
		専従者(専従者として申告されている方)	1か月の労働時間が100時間以上	8		
		その他(単なる手伝いの方等)	1か月の労働時間が64時間以上	4		
3	就職活動	週3日以上、午後2時以降まで(放課後)または1日5時間以上(長期休暇)活動	3	2ヶ月以内		
4	通学	公的な職業訓練校、学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を状態とする場合	7	通学期間が終了する日まで		
		上記以外で、就職、事業開始に必要な学校に通学する場合	5			
		就職、事業開始に必要な通信教育を自宅で受ける場合	3			
5	妊娠、出産	産休、育休中	7	産前休暇の初日以降産後2箇月以内		
6	傷病	入院、常時病臥	9	入院・療養を要しなくなる日まで		
		安静を要する状態	6			
		一般療養(通院等)	3			
7	障がい等	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10	基準に該当しなくなる日まで		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級	8			
		身体障害者手帳4級以下、療育手帳B-2、B-3、精神障害者保健福祉手帳3級	4			
8	介護等	施設等付添	週5日以上、日中25時間以上(1日平均5時間)	10	介護等を要しなくなる日まで	
			週4日以上、日中20時間以上(1日平均5時間)	8		
			上記以外	3		
		在宅介護 (保護者の実家等を含む)	重度障害、常時臥床、要介護度3~5の者の介護	9		
			要介護度1、2の者の介護	6		
病院、施設等への送迎	上記以外の者の介護	3				
9	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合(自宅)	10	復旧の日まで		
		震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合(自宅以外)	8			

1 放課後利用の場合は、1年生保護者は午後2時以降まで、2年生以上保護者は午後3時以降まで就労していることも条件。

【調整指数表】

事由		調整指数	
1	居宅内又は隣接地での労働の場合	-1	
2	自営業、農業で、保護者2人以上が同じところで従事している場合	-1	
3	65歳以上の保護者(基本指数のいずれの項目にも該当しない者)が同居している場合	-3	
4	生活保護受給世帯	5	
5	ひとり親家庭	同居の祖父又は祖母なし	13
		同居の祖父又は祖母あり	10
6	利用申込児童の学年等	1年生	7
		2年生	5
		3年生	3
		4年生	1
		1~4年生で、5、6年生に兄弟がいる場合(兄弟の児童クラブ利用の有無不問)	-1
7	児童クラブ利用料又は保育所、幼稚園の利用者負担に滞納がある場合	-20	
8	その他特別な事情があると市長が認める場合(2)	-	

2 特別な事情があると市長が認める場合は、別に基本指針を設けることができるものとする。

【判定指数が同一の場合の優先順位表】

1	学年が低い児童
2	同居親族がないひとり親世帯
3	保護者(65歳未満の祖父母を含む)の合計所得が少ない世帯